

国立国語研究所学術情報リポジトリ

国立国語研究所要覧 昭和38年度

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/0000001842

国立国語研究所要覧

昭和 38 年度

国立国語研究所

国立国語研究所要覽

国立国語研究所

目 次

I	設立の経過	1
1.	設立の要望	1
2.	設立の準備	2
3.	設 立	5
II	調査研究活動の概要	6
1.	本年度の調査研究事項	6
2.	研究成果の公表	14
3.	研究協力組織その他	17
III	機構・職員・予算	20
1.	機 構	20
2.	評議員会	20
3.	職 員	21
4.	予 算	24
IV	施設・機械・図書	25
1.	建 物	25
2.	機 械	25
3.	図 書	28
V	関係法規	29
1.	国立国語研究所設置法	30
2.	国立国語研究所評議員会運営規則	30
3.	国立国語研究所組織規程	31
4.	国立国語研究所庶務部事務分掌規程	33

5. 文部省設置法（抄）	35
6. 文部省組織令（抄）	35
7. 文部省定員規則（抄）	36
8. 教育公務員特例法（抄）	36
9. 教育公務員特例法施行令（抄）	38

I 設 立 の 経 過

1, 設 立 の 要 望

国語国字の改善をはかるには、その根底となるべき国語生活の実態をとらえ、これを改善する方向を明らかにしなくてはならない。そのために、有力な研究機関を設けるべきであるということは、明治以来、いくたの先覚者によって唱えられたことである。そして、文部省では、国語調査委員会、臨時国語調査会、国語審議会等をあいついで設け、国語に関する重要事項の調査審議を行ってきたのであるが、戦後わが国が新しい國家として再生しようとするにあたって、国民生活の能率の向上と文化の進展には、まず、国語国字の合理化と能率化が基礎的な要件であり、そのためには、国語に関する科学的総合的な研究を行なう有力な機関を設置することが必要であるという要望が、特に強くなった。

ことに、国語審議会は、昭和22年9月21日の第11回総会において、文部大臣に対して、次のように建議し、国語研究機関の設置を強く要望した。

国語審議会は国語国字問題の重要性にかんがみ、大規模の基礎的調査機関を設けて、その根本的解決をはかれんことを望む。

また、昭和22年8月、第1回国会開会中、安藤正次氏（「国民の国語運動連盟」世話人）、古垣鉄郎氏（「日本放送協会」専務理事）、伊藤正徳氏（「日本新聞協会」理事長）、安倍能成氏（「国語審議会」会長）、石井満氏（「日本出版協会」会長）、野沢隆一氏（「日本印刷協会」理事長）、の六氏によって、「国語国字問題の研究機関設置に関する請願」が衆参両院に提出された。この請願は、衆参両院の文化委員会の慎重な審議の末、参議院においては同年11月26日、衆議院においては12月9日、それぞれ本会議において議決採択され、内閣に回付された。

以上のほかにも、新聞の社説等において、国語研究機関の設置が刻下の急

務であることが、しばしば論ぜられた。

2. 設立の準備

（創設委員会の設置）

文部省は、国立の国語研究機関創設の議を練り、準備を整えていたのであるが、社会各方面からの要望にこたえ、昭和23年度に、これを設立することに決定し、4月2日、「第一回国会において衆議院ならびに参議院で採択された国字国語問題の研究機関設置に関する請願」について閣議を求め、同日、政府としてはその実現に極力努めるということに、閣議決定をみるにいたった。また、予算についても、昭和23年度において8か月分を確保できる見とおしを得た。

そこで、文部省では、この研究機関の基本的な事項を審議するために、国立国語研究所創設委員会を設けることになった。これは、国民生活の全般に対して深い関係をもつ国立国語研究所は、その発足に当って民主的な討議がじゅうぶんに行なわれなければならないという主旨に基づくもので、このことは、前に述べた国会における請願審議の際、国会からも強く要望され、文部大臣もまたじゅうぶんその主旨にそうことを確約したのであった。

この創設委員会の人選を行なうために、次の6氏によって打合せ会を開くこととなり、昭和23年6月12日から2回にわたって、創設委員会の任務と構成について審議した。

衆議院議員	川 越 博	参議院議員	金 子 洋 文
国語審議会会長	安 藤 正 次	同臨時委員	古 垣 鉄 郎
文部次官	有 光 次 郎	文部省教科書局長	稲 田 清 助

その結果、候補者として、次の18氏が選ばれたので、文部大臣は、この候補者18氏に対して創設委員を委嘱した。

安 藤 正 次 国語審議会会長 海 後 宗 臣 東京大学教授

時 枝 誠 記	東京大学教授	高 木 貞 二	東京大学教授
西 尾 実	東京女子大学教授	土 岐 善 磨	ローマ字運動本部委員長
金田一京助	日本言語学会会長	松 坂 忠 則	カナモジカイ理事長
服 部 四 郎	東京大学助教授	伊 藤 正 徳	新聞協会理事長
土 居 光 知	東北大学名誉教授	古 垣 鉄 郎	日本放送協会専務理事
中 島 健 蔵	東京大学講師	沢 登 哲 一	東京都立第五高等学校長
倉石武四郎	京都大学教授	颯 田 琴 次	東京大学附属医学専門部長
柳 田 国 男	民俗学会会長	山 崎 匡 輔	教育刷新委員会副委員長

このような経過で成立した創設委員会は、昭和23年8月17日、18日、19日の3日にわたって開かれ、国立国語研究所の性格および国立国語研究所設置法案を議題として審議し、文部大臣に意見を提出した。そのほか幹部の人選について、一般的な希望条件をまとめて提出し、所長の候補者について参考案を7人の小委員会でとりまとめることとした。

(法案の提出、審議)

国立国語研究所設置法案は、創設委員会の審議を経たものを原案として関係方面との折衝の末、昭和23年11月13日の閣議決定を経て、内閣から国会に提出された。この法案は、両院の審議を経て、同年11月21日可決成立した。

この法案審議の際、論議された主要な点は、研究所が民主的に運営されるべきであること、国語政策の審議機関である国語審議会との関係等の問題であった。

法案提出の際の文部大臣の提案理由説明は、次のとおりである。

国立国語研究所設置法案提案理由

今回、政府から提出いたしました国立国語研究所設置法案について御説明申し上げます。

わが国における国語国字の現状を顧みますときに、国語国字の改良の問題は、教育上のみならず、国民生活全般の向上に、きわめて大きな影響を

与えるものでありまして、その解決は、祖国再建の基本的条件であると申しても過言ではありません。

しかしながら、その根本的な解決をはかるためには、国語および国民の言語生活の全般にわたり、科学的総合的な調査研究を行う大規模な研究機関を設けることが、絶対に必要なのであります。

言い換えますならば、国語国字のような国家国民に最も関係の深い重大な問題に対する根本的な解決策をうち立てますためには、このような研究機関によって作成される科学的な調査研究の成果に基かなければならないと存じます。

国家的な国語研究機関の設置は、実に、明治以来先覚者によって提唱されてきた懸案であります。また終戦後においては、第1回国会において、衆議院および参議院が、国語研究機関の設置に関する請願を採択し、議決されましたのをはじめ、国語審議会からの建議ならびに米国教育使節団の勧告等、その設置については、各方面から一段と強く要望されるに至りました。

政府におきましても、その設置について久しい間種々研究を重ねてきたのでありますが、実現を見ることなくして今日に至ったのであります。しかるに、このたび、国会におきまして請願が採択され、世論の支持のもとに、急速にその準備が進められることになりました。

さて、この法案を立案するに当りましては、その基本的な事項につきましては、国立国語研究所創設委員会を設けて学界その他関係各界の権威者の意見を十分とり入れるようにいたしました。

次に、この法案の骨子について申し述べます。

第一に、国立国語研究所は、国語および国民の言語生活について、科学的な調査研究を行う機関であり、その調査研究に当っては科学的方法により、研究所が自主的に行うように定めてあります。

第二に、この研究所の事業は、国民の言語生活全般について広範な調査研究を行い、国語政策の立案、国民の言語生活の向上のための基礎資料を提供することといたしてあります。

第三には、この研究所の運営については、評議員会を設けて、その研究が教育界学界その他社会各方面から孤立することを防ぐとともに、研究所の健全にして民主的な運営をはかるようにいたします。

この研究所が設置され、調査研究が進められてまいりますならば、わが国文化の進展に資するところは、はなはだ大きいと存じます。

何とぞ、この法案の必要性を認められ、十分御審議の上、御賛成下されんことをお願いいたします。

3. 設 立

国立国語研究所設置法が可決されたので、文部省では昭和23年12月3日、創設委員会を開き、設置法可決までの経過を説明した。この委員会においては、研究所の事業について審議するとともに、小委員会においてとりまとめられた所長候補者について討議し、これらの意見を参考案として文部大臣に提出した。

昭和23年12月20日、国立国語研究所設置法は、昭和23年法律第254号として公布され、即日施行されるにいった。

かくして、長い間、社会の各方面から要望されてきた国立国語研究所は、正式に設立されたわけである。同日、時の文部次官井手成三が所長事務取扱となり、昭和24年1月31日、所長として西尾実が任命され、2月4日、評議員として、前掲安藤正次ほか16氏の創設委員が就任した。

国立国語研究所は、このようにして設置され、設立後5年9か月間は、明治神宮外苑の聖徳記念絵画館の一部その他を借用、昭和29年10月から昭和37年3月までは、千代田区神田一ツ橋1の1の一橋大学所有の建物を借用して

活動を続けてきたが、昭和37年4月から北区稲付西山町の現庁舎に移って今日にいたっている。

Ⅱ 調査研究活動の概要

1. 本年度の調査研究事項

当研究所は、以上のような歴史的要請と社会的要望に基づいて設立された関係上、設置法第1条にうたわれているように、国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行ない、あわせて国語の合理化の確実な基設を築くことを任務としている。

この任務を遂行するために、研究所に4研究部、9研究室が設けられ、それぞれの業務を担当している。本年度の調査研究事項の概要は次のとおりである。

(1) 話しことばの文法に関する調査研究（継続）

話しことば研究室

この研究室は、主として現代の共通語の話しことばについて、音韻・語彙・文法を調査研究し、その実態を明らかにするとともに、書きことばの研究と合わせて、現代標準語の確立に資することを目的としている。

これまでに、日常談話語についての概観的調査(報告8)、語形のゆれている語(アサヒ・アサヒ、ムズカシイ・ムツカシイ、論ズル・論ジルなど)の語形確定のための基礎調査(年報7)などを行なってきたが、現在は、話しことばの文法に関する調査研究を行なっている。話しことばの文法の研究はこれまで未開拓の領域であって、話しことばを資料として日本語の文法をさらに明らかにしようとするものであるが、国語教育などのためにも有効な基礎資料を与えるものと考えられる。

その第一段階として、各種の対話のことは、および、講演・講義・演説・説明等の独話のことは資料として、話しことばの文型の研究を行なった（報告18, 23）。ここでは、話しことばにおける文の認定の基準を設定し、文を表現意図（文にこめられる詠嘆・質問・命令・叙述・応答等の内容）・構文・イントネーションのそれぞれの面から分析、整理し、話しことばの文に関する文法の基礎的、概観的な調査研究を行なった。

本年度からは、その第二段階として、話しことばの文法の体系的研究を目指し、問題点を順次取り上げて詳しい調査研究を行なう。まず文の構造の面において語順の研究に着手し、一方、イントネーションをはじめ、文におけるポーズ（間）・ストレス（句末などの強め）その他、文法と関連すると思われる音声的要素の研究を進めている。

（2）現代語の語彙調査（継続）

——現代雑誌の用語・用字の概観調査——

書きことば研究室

この研究室は、現代の書きことばの実態を、主として用語・用字の面から調査研究し、基本語の設定と正書法の確立とのために基礎資料を提供し、また、話しことばの研究と合わせて、標準語の確立に資することを目的としている。

そのためにこれまで、新聞雑誌その他主として印刷刊行されたものを資料として、婦人雑誌、総合雑誌などの部門ごとに、語彙調査、用字調査、助詞助動詞の調査など各種の調査・分析を積み重ねてきた（報告3, 4, 12~13, 19, 21; 資料集2, 3）。現在は、対象となる雑誌の範囲を広げ、広く各種の部門にわたる一般的雑誌を対象として用語・用字の概観調査を行なっている。

この調査は、昭和31年1月号から12月号までの一般成人向け雑誌5部門90種から8千箇所を抽出し、標本に現われた限りのすべての用例をカード化して調査したものであって、その延べ語数は約44万語に達している（別

に、助詞助動詞を約9万5千語採集した)。

この調査は、現代雑誌一般の用語・用字の総合的な調査として広範に役だつことを目ざし、報告書は第一分冊(総記および語彙表)を昭和36年度に、第二分冊(漢字表)を昭和37年度に、それぞれ刊行した(第二分冊については第三資料研究室が担当した。P.13(9)を参照)。

本年度は第三分冊(複合語表、助詞・助動詞の用法の記述と分析、語彙の構造の量的・質的分析などをふくむ)と、別に意味による分類語彙表の1冊とを刊行して、この調査を終了する予定である。

(3) 日本語地図作成のための調査(継続)

地方言語研究室

この研究室は、各地の方言および地域社会の言語を調べて、その実態を明らかにするとともに、言語変化の要因と過程を追究し、標準語普及に役立つ資料を得ることを目的としている。

そのため、いままでに、地域社会の言語生活に関する調査を八丈島・白河市・鶴岡市・飯田市・上野市・岡崎市・北海道で行なって、共通語化または敬語意識を左右する要因を明らかにした(報告1,2,5,11,16)。なお、北海道の共通語化の過程に関する調査は、本年度中に報告書にまとめる予定である。

現在、日本語の言語地図作成に関する調査を実施中で、本年度は、8か年計画の第7年に当たる。全国の方言分布から、言語変化の一般的な過程をつかむとともに、日本語史の再構にも役立てるのが目的である。約50名の地方研究員と4名の室員が現地に行って調査する。調査の予定地点数は北海道から沖縄までの約2,300箇所、前年度までに1,930箇所の調査を終わり、本年度は約230箇所を調査する予定である。調査項目は、全地点同じで、全部で285項目あるが、昨年度からは調査を集約的に行なうために、調査項目をできるだけ割愛して、全国共通の項目176、各県個別の項目38とした。

(4) 中学校生徒の言語能力の発達に関する研究(継続)

国語教育研究室

この研究室は、児童生徒の言語能力を高め、望ましい言語能力を習得させる適当な方法を発見することを目的として、現在の学校教育における国語教育の目的、方法および結果についての調査研究をすすめ、国語教育の改善に役立てようとしている。

そのため、いままでに各種の国語学力の調査研究(読解・語彙・文学鑑賞・文法など)、および小学校における児童の総合的な言語能力の発達に関する調査研究を行ってきた(年報1~6)。ことに、児童の言語能力の発達に関する調査研究は、小学校6か年間に、児童の聞く・話す・読む・書く力がどのように伸びるか、その発達を規定する要因は何かを明らかにするために行なったもので、昭和28年以来、実験学校・協力学校を設け、同一児童について追跡的に研究をしてきた(報告, 7, 10, 14, 17)。

小学校の段階の調査研究が一応完了したので、中学校生徒の、言語能力の発達に関する調査研究を行なうため、まず、中学生の言語能力の発達の実態、傾向、問題点等を概観し、中学校の特殊性に適した調査方法・調査問題等を検討しておく必要があるので、36年に、中学生の言語能力の実態についての概観調査を実施した。これは、東京をはじめ、都市、農村、山村、漁村、炭坑地方などの地域性をもった中学校を全国的に6校えらび、それぞれの中学校の全学年各1学級分の生徒を対象に、聞く・話す・読む・書く・文字・語彙・文法・表記などについてテストを実施したもので、調査が広範にわたったために、調査結果の集計・整理作業は、今年度に持ちこされた。

本年度は、この中学生の言語能力の実態調査のまとめに集中する一方、来年度から追跡調査をするための準備として、(1)調査方法の再検討のための吟味調査 (2)教材調査(教科書の漢字・語彙の調査) (3)学習指導法の実態調査 (4)調査校の選定 (5)39年度1年入学の中学生に対する調査問題の作成に

あたる。

(5) 言語の伝達過程・伝達効果に関する調査研究

言語効果研究室

この研究室は、同時に多人数が対象となる言語、すなわち、マス・コミュニケーションの媒体としての新聞・放送の類の文章・用語・用字等について、その表現と理解の問題を調査研究し、マス・コミュニケーションにおける言語の機能を明らかにするとともに、その改善に資することを目的としている。

新聞も放送も、伝達の対象は国民全体であるから、とくに理解度を高めるための表現効果を考え、文章を平易にする必要がある。そのため、これまでに、次のような実際的な基礎的な研究を行ってきた。ラジオ・ニュースはどんな文体が対象に理解しやすいか。青少年はどのようにして新聞に近づくか、かれらの新聞記事理解力はどの程度か、また、新聞によって社会的態度はどのように形成されるか。新聞の文章を読みやすく、理解しやすくするために、漢字の使い方・難語の処理・文や文章の構造などをどのようにしたらよいか。縦組みと横組みとでは、読みやすさの条件がどうか。国語文章を横組みに印刷する場合、平体（横長）・正体（真四角）・長体（縦長）の三種の字形のどれが適しているか。横書きや横組みについて社会人や大学生はどのように実践しどんな意見をもっているか。

今年度は、昨年度行なわれた「国民各層の言語生活の実態調査」（別項）の一部についてさらに掘り下げるため、戦後の国語政策は国民の文字生活にどのような影響を及ぼしたか、それはどんな経路によってか、という問題を取り上げ、主として東京近辺において一般国民を対象に調査研究を行なう。

また、来年度以降のテーマに予定している「伝達の機構に関する研究」の準備としてコミュニケーションにおける表現・理解の過程に即し、その言語的諸問題を明らかにする研究に着手する。

(6) 明治時代語の研究 (継続)

近代語研究室

この研究室は、国語の歴史的発達を研究する部門に属して、近代語すなわち、室町時代から明治時代に至る各時代の言語の実態を明らかにするのを目的とし、国語の歴史的な流れの中から、現在の国語問題の解決に役立つ直接間接の資料を得ようとするものである。

現代語の直接の源流は明治時代の言語にある。特に明治初期は、政治、経済、文化等すべての面で国情が一新した時期で、言語の面でも研究すべき多くの問題を含んでいるので、この時期の調査から着手した。

まず、明治10～11年の郵便報知新聞の用語を調べ(報告15)、つぎに、明治2年から20年までに刊行された比較的硬い文体の文献22種の用語を調べた(年報11)。つづいて明治10年前後の比較的軟らかい文体の文献として、安愚楽鍋、交易問答の2著および、小新聞といわれる読売新聞、東京絵入新聞の2紙の用語を調べた(年報12)。

以上三つの調査から、延べ20万語の語彙が得られ、その中から、異なる語が約4万4千語得られた。昭和37年度に、これらの語を明治初期全体語彙表にまとめ、各語がどの文献でどれだけひろわれたかを記録した。

本年度は、各語が硬軟どちらの文体の中でどのくらい用いられたかに注目しつつ用例をしるすほか、特に漢字で書かれた語に注目して、語構成の特徴やルビとの関係などを調査する。

(7) 古辞書索引の作成 (継続)

古代語研究室開設準備室

国語の歴史的発達に関する研究部門のうち、鎌倉時代以前を対象とするものとして、古代語研究室の開設を準備している。しかし、今のところ、独立した研究室として十分な人員がないので、開設に備えての各種の準備的作業を行なっている。

これまでに古代語研究の基礎資料として集めた主なものは、音韻史資料としての声明・朗詠・平曲の録音テープと、古辞書の索引類である。

本年度は、引き続き『色葉字類抄』の索引を作成する。五十音順の用語索引は完成したので、複合語または一連の語の最後の部分から検索出来る索引、いわゆる、逆引き索引とか、語末索引とか呼ばれているものを作る。

また、前年度までに、『世俗字類抄』（天理図書館蔵）、『花山院本色葉字類抄』（内閣文庫蔵）を写真によって複写した。これらは、複製が公刊されていず、しかも資料としての価値も高いものである。本年も古辞書二種の複写を予定している。

（8） 類義語の調査研究（継続）

第1 資料研究室

この研究室は、現代の国語問題において、なるべく早く処理することが必要な諸種の問題に関し、その問題点について調査を行なうことを目的としている。

すでに、わかち書き（年報 8）と送りがな（年報 9）の問題について概観し、同音語についても調査を終了した（報告 20）。昭和 36 年度以降は、3 年計画で、類義語の調査研究を行なっている。さまざまな類義語が日本語の中にどのような姿で存在しているか、どのような存在意義があるのか、また、新たな類義語がなぜ発生するのか、最近“外来語のはんらん”ということが言われるが、それらが現在の社会で類義語を一層増加させることになっていないか、その他、使い分けが問題になる同音の類義語（辞典：字典：事典，主席：首席）では、そうした使い分けが、どんな理由で生じているのか、現在どの程度一般化しているのか、あるいは、こうした使い分けには、どんな種類・傾向がみられるかなどを調べる。

以上のような課題に対し、本年度は、昨年度に収集した資料（週刊誌に現われる外来語、各種用語集・言いかえ集等）に基づいて、テストを実施し、

語の内的要因，および語をとりまく外的要因を推定・分析することにより，真の問題点がどこにあるかを探り，この研究課題に一応の結末をつける予定である。

(9) 現代語における漢字ならびに用字法に関する調査研究（継続）

第3資料研究室

この研究室は，現代の国語問題においてなるべく早く処理することが必要な問題のうち，国語の文字表記に関する諸問題を研究調査することを目的としている。

昭和37年度は，書きことば研究室で行なった「現代雑誌の用語・用字の概観調査」で得られた資料に基づいて用字調査を進め，その報告書として国研報告22『現代雑誌九十種の用語用字』（第二分冊 漢字表）を刊行した。本年度は，さらにその継続として，次の調査研究を行なっている。

- 1) 漢字使用の実態についての分析
 - イ 当用漢字音訓表と実際の使用音訓との関係の分析
 - ロ 熟字訓などの特殊な読み方についての分析
- 2) 表記のゆれについての分析
 - イ 漢字表記とかな表記とのゆれについての分析
 - ロ 送りがなのゆれについての分析

なお，この研究室では，あわせて中国の言語・文字問題に関する情報・資料・文献を収集し，その整理・分析を行なっている。

(10) 国語および国語問題に関する資料・情報に関する調査研究（継続）

第2資料研究室

この研究室は，国語および国語問題に関する資料・情報を収集し，整理・分析を加えることを目的としている。

年間の刊行図書・雑誌論文、および新聞等を中心に、資料・情報を集め、分類整理する。その結果の一部は「国語年鑑」に掲載される。

なお、この研究室は、あわせて国立国語研究所年報の編集、機械による音声等に関する実験も行なっている。

(11) 国民各層の言語生活の実態調査(継続)

この調査は、昨年度に行なわれた、問題の調査にひきつづき、国民各層がどのような言語生活を営んでいるか、どのような問題を持ち、どのような意識を持っているかを調べることを目的とするものである。

昨年度は、新潟県の長岡市を選んで、いろいろの年齢、学歴、職業に属する市民を抽出して、その言語生活(とくに文字言語生活)の実態と意識を調査したが、今年度は、島根県の松江市を選んで、市民の話しことばに主眼をおき、その言語生活の問題点と意識とを、標本調査、事例研究等によって探ろうとしている。この調査については、別に調査委員会を設けて、調査の企画運営にあたる。なお、長岡市の調査について、言語効果研究室がその補足、掘り下げと整理を担当する。

(12) 文部省科学研究費による各個研究

- イ 教育基本文型の研究 宮島 達夫
- ロ 言語地理学的方法についての検証 柴田 武

2. 研究成果の公表

当研究所の研究成果は、設置法第5条によって公表を義務づけられている。

公表の方法としては、研究発表会、講演会等の開催による方法と出版刊行による方法とがある。

(1) 研究発表会、講演会等の開催

- イ 研究発表会

昨年度長岡市で行なった調査の報告会を10月2日に同市で開く予定である。

ロ 講演会

未定である。

(2) 出版刊行

出版物は、研究所の活動を具体的に示す重要な手段でもあるので、定期的な国立国語研究所年報・国語年鑑のほか、毎年数種の研究報告・研究資料集等を刊行している。

その他、月刊雑誌「言語生活」(昭和26年創刊)を監修している(筑摩書房発行)。

◎創立以来の刊行書目

国立国語研究所年報(13冊)
1~13(昭和24年度~昭和36年度)

◇国語年鑑(10冊)
昭和29年版~38年版(秀英出版刊)

◇国立国語研究所報告(23冊)

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 八丈島の言語調査 | 昭 25. 3 |
| 2 | 言語生活の実態 (秀英出版刊)
——白河市および附近の農村における—— | 昭 26. 4 |
| 3 | 現代語の助詞・助動詞
——用法と実例—— | 昭 26. 3 |
| 4 | 婦人雑誌の用語
——現代語の語彙調査—— | 昭 28. 3 |
| 5 | 地域社会の言語生活 (秀英出版刊)
——鶴岡における実態調査—— | 昭 28. 3 |
| 6 | 少年と新聞
——小学生・中学生の新聞への接近と理解—— | 昭 29. 3 |
| 7 | 入門期の言語能力 | 昭 29. 3 |
| 8 | 談話語の実態 | 昭 30. 3 |
| 9 | 読みの実験的研究
——音読にあらわれた読みあやまりの分析—— | 昭 30. 3 |

10	低学年の読み書き能力	昭 31. 3
11	敬語と敬語意識	昭 32. 3
12	総合雑誌の用語 (前編) —現代語の語彙調査—	昭 32. 3
13	総合雑誌の用語 (後編) —現代語の語彙調査—	昭 33. 3
14	中学年の読み書き能力	昭 33. 5
15	明治初期の新聞の用語	昭 34. 4
16	日本方言の記述的研究 (明治書院刊)	昭 34.11
17	高学年の読み書き能力	昭 35. 3
18	話しことばの文型 (1) —対話資料による研究—	昭 35. 3
19	総合雑誌の用字	昭 35.11
20	同音語の研究	昭 36. 3
21	現代雑誌九十種の用語用字 (第一分冊総記・語彙表)	昭 37. 3
22	現代雑誌九十種の用語用字 (第二分冊, 漢字表)	昭 38. 3
23	話しことばの文型 (2) —独話資料による研究—	昭 38. 3

◇国立国語研究所資料集

1	国語関係刊行書目 —昭和17年～昭和24年—	昭 25. 3
2	語彙調査 —現代新聞用語の一例—	昭 27. 3
3	送り仮名法資料集	昭 27. 3
4	明治以降国語学関係刊行書目 (秀英出版刊)	昭 30. 6
5	沖縄語辞典 (大蔵省印刷局刊)	昭 38. 4

◇国立国語論研究所集

1	ことばの研究	昭 34. 2
---	--------	---------

◇その他

1	国立国語研究所 日本新聞協会 共編 高校生と新聞(秀英出版刊)	昭 31. 6
---	------------------------------------	---------

3. 研究協力組織その他

研究題目により、随時、統計数理研究所・国立教育研究所・民俗学研究所・日本新聞協会・輿論科学研究所・放送文化研究所・東大新聞研究所等と共同研究を行ない、または委託研究を実施してきた。また、地方言語研究室および国語教育研究室の仕事を進めるため、それぞれ地方研究員、実験学校・協力学校の制度を設けている。

(1) 地方研究員

各都道府県ごとに原則として1名の地方研究員を依頼し、日本言語地図作成のための調査に協力を依頼している。

昭和37年度の地方研究員は次のとおりである。

担当地域	氏名	勤務機関<職>	所在地
北海道Ⅰ	五十嵐三郎	北海道大学文学部<助教授>	札幌市北9条西5丁目
北海道Ⅱ	長谷川清喜	北海道学芸大学札幌分校<助教授>	札幌市南22条西12丁目
北海道Ⅲ	石垣福雄	札幌市教育委員会<指導主事>	札幌市北1条西1丁目
青森	森此島正年	弘前大学教育学部<教授>	弘前市下白銀町1
岩手	小松代融一	県立社陵高校<教頭>	盛岡市内丸58の2
宮城	加藤正信	東北大学文学部<助手>	仙台市片平丁
秋田	北条忠雄	秋田大学学芸学部<教授>	秋田市手形字深田
山形	佐藤亮一	東北大学<大学院学生>	仙台市片平丁
福島	三浦芳夫	県立田村高校<教諭>	福島県田村郡三春町字持合畑135
茨城	金沢直人	茨城大学教育学部<助教授>	水戸市渡里町2127
栃木	多々良鎮男	宇都宮大学学芸学部<助教授>	宇都宮市峰町350
群馬	馬上野勇	県立沼田女子高校<教諭>	沼田市753の3
埼玉	玉江原襄	川越市立城南中学校<教諭>	川越市新宿5

千	葉	後藤和彦	東京都立大学<大学院学生>東京都目黒区金町591
東	京	馬瀬良雄	長野県短期大学<講師>長野市上松本村南沖660
神	奈	川日野資純	静岡大学文理学部<助教授>静岡市大岩町2丁目
新	潟	剣持隼一郎	県立柏崎高校<教諭>柏崎市西学校町1934
富山・石川		岩井隆盛	金沢大学教育学部<助教授>金沢市大手町1
福	井	佐藤茂	福井大学学芸学部<教授>福井市牧島町26
山	梨	清水茂夫	山梨大学学芸学部<助教授>甲府市武田4丁目
長	野	青木千代吉	長野市立三陽中学校<教諭>長野市高田北窪1609
岐	阜	谷開石雄	県立岐阜商業高校<教諭>岐阜市則武新屋敷
静	岡	望月誼三	静岡大学教育学部<教授>静岡市大岩町2丁目
愛	知	山田達也	日本福祉大学<助教授>名古屋市昭和区滝川町31
三	重	慶谷寿信	名古屋大学<大学院学生>名古屋市千種区不老町
滋	賀	寛大城	県立虎姫高校<教諭>滋賀県東浅井郡虎姫町宮部
京	都	遠藤邦基	京都大学<大学院学生>京都市左京区吉田本町
大	阪	西宮一民	皇学館大学<教授>伊勢市倉田山
兵	庫I	和田実	神戸大学姫路分校<助教授>姫路市新在家
兵	庫II	岡田荘之輔	町立温泉小学校<校長>兵庫県美方郡温泉町湯
奈	良	西宮一民	皇学館大学<教授>伊勢市倉田山
和	歌	山村内英一	和歌山大学学芸学部<助教授>和歌山市真砂町1の1
鳥	取	広戸惇	島根大学文理学部<教授>松江市西川津町
島	根	岡義重	
岡	山	虫明吉治郎	県立岡山操山高校<教諭>岡山市浜412
広	島	村岡浅夫	町立三興中学校<校長>広島県佐伯郡佐伯町浅原
山	口	阿波陽	県立下関南高校<教諭>下関市後田町429
徳	島	宮城文雄	徳島大学学芸学部<教授>徳島市南常三島町1
香	川	近石泰秋	香川大学学芸学部<教授>高松市幸町121

愛 媛 杉山正世 新田高校<講師>松山市山西町663
 高 知 土居重俊 高知大学教育学部<助教授>高知市朝倉1000
 福 岡 都築頼助 福岡学芸大学<教授>福岡市塩原大橋226
 佐賀・長崎 小野志真男 佐賀大学教育学部<教授>佐賀市本庄町
 熊 本 秋山正次 熊本大学教育学部<助教授>熊本市黒髪町
 大 分 糸井寛一 大分大学学芸学部<助教授>大分市駄ノ原982
 宮 崎 岩本 実 宮崎大学学芸学部<助教授>宮崎市花殿町
 鹿 児 島 上村孝二 鹿児島大学文理学部<教授>鹿児島市鴨池町
 沖 縄 外間守善 琉球大学<講師>那覇市当之蔵

(以上昭和38年度地方研究員47名。)

(2) 実験学校・協力学校

これは、児童・生徒の言語能力の発達や国語教育の目的・方法・効果について研究するため委嘱するものであるが、本年度は未定である。

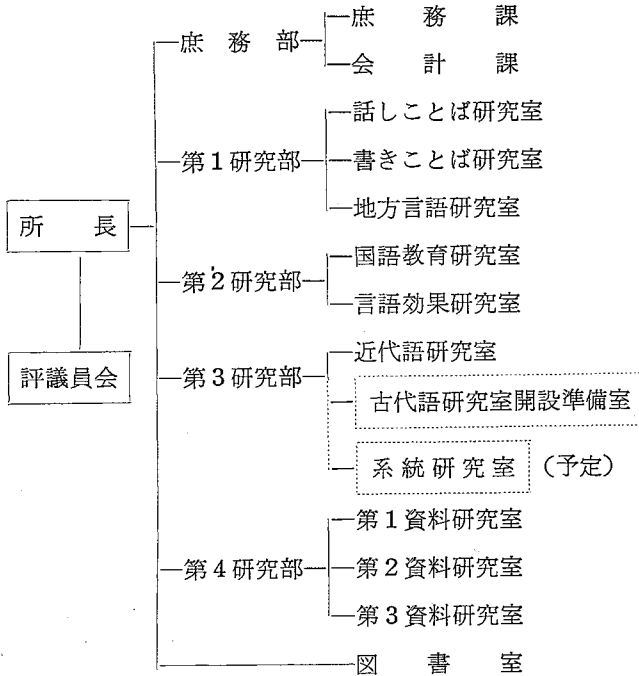
(3) 内地留学生

毎年、各都道府県教育委員会、大学等から内地留学生を3か月ないし1か年の期間で受け入れ、研究の場を提供している。本年度は、6月現在、次の2名が留学中である。

氏 名	職 名	研究題目	研究期間
岩 本 友 一	山口県防府市立 華西中学校教諭	基礎力向上のための国語学 習指導・国語問題の現状	昭和38.5—38.7
丸 谷 長 進	富山県小矢部市立 石動小学校教諭	国語学力の分析とその 指導法	昭和38.5—38.8

Ⅲ 機構・職員・予算

I. 機構



2. 評議員会

会 長	久 松 潜 一	慶応義塾大学教授
副 会 長	有 光 次 郎	吾孀製鋼所会長
評 議 員	阿 部 真 之 助	日本放送協会長
	阿 部 吉 雄	東京大学教授
	石 井 良 助	東京大学教授
	伊 藤 忠 兵 衛	東洋パルプ会長

桂 寿 一	東京大学教授
高 津 春 繁	東京大学教授
佐 伯 梅 友	大東文化大学教授
佐々木 八 郎	早稲田大学教授
沢 田 慶 輔	東京大学教授
永 井 健 三	東北大学教授
中 島 文 雄	東京大学教授
中 村 光 夫	評論家
西 尾 実	法政大学名誉教授
西 脇 順 三 郎	慶応義塾大学名誉教授
細 田 菊 雄	都立戸山高等学校長
武 藤 俊之助	東京大学教授
山 本 勇 造	日本芸術院会員
横 田 実	日本新聞協会理事・事務局長

3 職 員.

(昭和38.7.1現在)

(定員) 文部教官33名 文部事務官14名 研究補助員16名 その他8名
計 71名

所 長 岩 淵 悦太郎

◇第1研究部

部 長 林 大

◇話しことば研究室

室 長 大 石 初太郎

文 部 教 官 宮 地 裕 南 不二男

” 鈴 木 重 幸

研究補助員 吉 村 香 苗 高 橋 隆 子

◇書きことば研究室

室長	見坊 豪紀	
文部教官	水谷 静夫	石綿 敏雄
”	宮島 達夫	
研究補助員	橋本 圭子	高木 翠
”	小林 さち子	本多 レイ子

◇地方言語研究室

室長	柴田 武	
文部教官	野元 菊雄	上村 幸雄
”	徳川 宗賢	
研究補助員	白沢 宏枝	

◇第2研究部

部長	輿水 実	
----	------	--

◇国語教育研究室

室長	芦沢 節	
文部教官	村石 昭三	
研究補助員	根本 今朝男	川又 瑠璃子

◇言語効果研究室

室長	永野 賢	
文部教官	高橋 太郎	渡辺 友左
研究補助員	菅原 茂子	

◇第3研究部

部長	山田 巖	
----	------	--

◇近代語研究室

室長	林 四郎	
文部教官	進藤 咲子	

研究補助員 中曾根 仁 長尾 紀子

◇古代語研究室開設準備室

準備主任(併任) 山田 巖

文部教官 広浜 文雄(主任研究官)

◇第4研究部

部長(併任) 岩淵 悦太郎

◇第1資料研究室

室長 松尾 拾

文部教官 西尾 寅弥 田中 章夫

研究補助員 露峰 裕子 河東 はるみ

◇第2資料研究室

室長 飯豊 毅一

文部教官 大久保 愛 高田 正治

研究補助員 塚田 菊子 小山 孝子

◇第3資料研究室

室長 斎賀 秀夫

文部教官 松本 昭

研究補助員 宇野 瑠美子

◇庶務部

部長 尾崎 源之助

◇庶務課

課長 三島 良兼

課長補佐 名古屋 恒太郎

庶務係長(併任) 名古屋 恒太郎

文部事務官 芳賀 清一郎

係員 根岸 佐代子 齋藤 恭子

人事係長 鈴木 篁 二
 文部事務官 西山 博

◇会計課

課長 出牛 清次郎
 課長補佐 伊藤 仲 二
 総務係長 三浦 清 伍
 文部事務官 岡本 ま ち
 経理課長心得 渋谷 正 則
 係員 加藤 雅 子
 用度係長(併任) 伊藤 仲 二
 文部事務官 筒井 士 郎 鈴木 亨
 係員 中村 佐 仲 金田 とよ
 “ 安藤 信太郎 船倉 正章

◇図書室

室長(併任) 大石 初太郎
 図書係長(併任) 鈴木 篁 二
 文部事務官(併任) 芳賀 清一郎
 文部事務官 大塚 通子

4. 予 算

○昭和38年度予算額

人件費	45,214,000円
事業費	11,983,000円
修繕費	2,278,000円
計	59,475,000円

○文部省科学研究費

IV 施設・機械・図書

1. 敷地・建物

昭和23年12月の設立当初から昭和29年9月30日までは、宗教法人明治神宮所有の聖徳記念絵画館の一部を借用していたが、手ぜまのために、ほかに、三鷹市所在の山本勇造氏の私邸、ついで新宿区四谷第六小学校の一部を借用し、分室として利用していた。

さらに、昭和26年10月1日から、昭和37年3月31日までは千代田区神田一つ橋1の1の一橋大学所有の建物を借用していたが、昭和37年4月1日北区稲付西山町の現庁舎に移転した。

◇敷 地

位 置	東京都北区稲付西山町（都電またはバスで清水町下車）
面 積	10,247.84m ²

◇建 物

本 館(延)	1,694.64m ²
付 属 建 物(延)	1,720.94m ²
計	3,415.58m ²

2. 機 械

観察をいっそう精密にし、できるだけ客観的な資料を得るために、研究上いろいろな機械を活用している。特色ある機械として次のようなものがある。

○ソナグラフ (Sona-graph, Kay Electric Co., U.S.A.) 音声の周波数分

析用装置。周波数、振幅、時間という三次元的表示を瞬間的に同時に記録紙の上に描く。従来の周波数測定器にくらべ、現像・再生・定着などの手続きを経ず、わずか数分で分析記録できる。1回に記録し得る時間は短い(2.4秒)が、国語の標準音、方言音の分析、外国語音との比較などに用いられる。

○ソナストレッチャー (Sona-stretcher, Kay Electric Co., U. S. A.)

言語音をそこなうことなく、速度を落として再生する装置。ちょうど映画の高速フィルムのように、音声を引き伸ばした形で聞き取ることができる。音声の観察や録音の文字化に活用される。

○オフサルモグラフ (Ophthamo-graph, American Optical Co., U.S.A.)

両眼の角膜に左右から光線をあて、その反射光線を回転するフィルムに撮影する眼球運動記録装置。読書の際の眼球の停留・逆行等により、印刷された文字配列の適否、理解度の難易等の調査に使う。

○ピッチレコーダー (Pitch-recorder)

音の高さと強さの記録装置。音声の強弱変化とその音声の基音の高低変化とを同時に記録することができる機械で、アクセントやイントネーションなどの分析に用いられる。

○オシログラフ (Oscillo-graph)

○オシロスコープ (Oscillo-scope)

ともに音声波の波形を記録観測する装置。特に前者は波形を記録するのに用い、後者は波形観測用として使う。

○ポリグラフ (Poly-graph)

俗にウソ発見器とよばれるもの。精神反射電流・呼吸波・血圧波から、人間の心の動揺を測定することができる。読み・書き・話す・聞くの言語行動におけるそうした反応を測定するのに使う。

○読書練習器

文章を速く、上手に読むための練習をする機械。自己の最適の読書速度を診断したり、文章の難易度測定に使う。

○行動記録器

会議・討論など多人数の観察記録に使う。

○プログラムアナライザー (Program-analyser)

多人数(当所のは10人用)について、正と反の反応を同時に記録する装置。話しの流れのどこで抵抗を感じたかということ調べることができるので、敬語の調査などに使用される。

○オーディオメーター (Audio-meter)

実験学校などにおける被験者の聴力検査に使う。(聞き取り能力に関連して使用する。)

○マイクロリーダー (Micro-reader)

フィルムに複写された資料を調べるのに使用する。

○接写装置 2台

○複写装置 3台

○テープレコーダー 23台 { 大 型 2台
携 帯 用 15台
肩掛式携帯用 6台

○シンクロリーダー 1台

○電動計算器 2台

○電動加算器 1台

○手動計算器 6台

○電子カウンター 1台

3. 図 書

蔵書数約29,000部（昭 38.6現在）、国語・国文・言語に関する内外の文献を収蔵している。このうち、特色あるものとして、次の文庫がある。

大 田 栄太郎 文庫	1343部
東 条 操 文庫	611部
保 科 孝 一 文庫	130部

大田、東条両文庫は、ともに全国方言に関する両氏の旧蔵書であり、保科文庫は、故保科孝一氏収集の第一次大戦前東欧諸民族の言語問題関係図書である。

なお、全国方言カードがある。これは東条操氏採集の全国方言語彙の記録で、五十音別・地域別・事項別、計約120万枚におよぶ貴重な資料である。

V 関 係 法 規

1. 国立国語研究所設置法

(昭和23年12月20日 法律第254号)

(目的及び設置)

- 第1条** 国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築くために、国立国語研究所(以下研究所という。)を設置する。
- 2 研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に関する事項に係るものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。

(事業)

第2条 研究所は、次の調査研究を行う。

- 1 現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究
 - 2 国語の歴史的発達に関する調査研究
 - 3 国語教育の目的、方法及び結果に関する調査研究
 - 4 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究
- 2 研究所は、前項の調査研究に基き、次の事業を行う。
- 1 国語政策の立案上参考となる資料の作成
 - 2 国語研究資料の集成、保存及びその公表
 - 3 現代語辞典、方言辞典、歴史的国語辞典その他研究成果の編集及び刊行

(調査研究の委託)

- 第3条** 研究所の事業は、他の研究機関又は個人によつて既に行われ、又現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。
- 2 研究所は、前項の重複をさけるために、前条第1項各号の1に該当する調査研究が他の適当な研究機関又は個人によつて既に行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究をその研究機関又は個人に委託することができる。

(所長)

第4条 研究所に所長を置く。

- 2 所長は、一級の文部教官又は文部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。
- 3 所長は、他の政府職員と兼ねることができない。

(報告の公表)

第5条 所長は、毎年少くとも1回、調査研究の状況及びその成果に関する報告を公表しなければならない。

(評議員会)

第6条 研究所に評議員会を置く。

2 評議員会は、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し所長に助言する。

3 所長は、前項の重要事項については、評議員会の助言を求めなければならない。
(評議員)

第7条 評議員会は、20人の評議員で組織する。

2 評議員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)の定めるところにより、学識経験のある者のうちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

3 学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができない。

4 評議員の任期は、4年とし、2年ごとにその半数を改任又は改嘱する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。

5 補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(評議員会の会長及び副会長)

第8条 評議員会に評議員の互選による任期2年の会長及び副会長各1人を置く。

(評議員会の運営方法に関する事項)

第9条 この法律に定めるものを除くほか、評議員会の運営方法に関する事項は、評議員会の助言によって、文部大臣が定める。

(研究所の運営)

第10条 研究所の部課等の編成、職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行後、最初に命ぜられ、又は委嘱される評議員のうち、半数の者の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、2年とする。

2. 国立国語研究所評議員会運営規則

(昭和24年3月28日 文部省令第8号)

(会長及び副会長)

第1条 会長及び副会長は、評議員の過半数によって選出する。

第2条 会長は、会務を総理し、評議員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(幹事及び書記)

第3条 評議員会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、評議員会の承認を経て、研究所の職員の中から、所長が命ずる。
(部会の設置)

第4条 評議員会は、必要がある場合には部会を設けることができる。

2 部会の構成は、評議員会にはかって、会長が定める。

(所長等の出席説明)

第5条 評議員会は、所長及び研究所の職員ならびに調査研究の委託を受けた者が会議に出席して説明することを、所長に求めることができる。

2 所長は、会議に出席して意見を述べ、又は研究所の職員をして意見を述べさせることができる。

第6条 会議は、常会及び臨時会とし、会長が招集する。

2 常会は、毎年3回開く。

3 臨時会は、会長が必要と認めたとき又は評議員7人以上からの要求があったときに開く。

第7条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第8条 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席評議員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 動議を、提出しようとする者は、文書又は口頭で議長に申し出なければならない。

2 動議は、出席評議員の過半数の賛成を得なければ、議題とすることができない。

第10条 部会の運営については、この規則を準用する。

付 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和24年2月1日から適用する。

3. 国立国語研究所組織規程

昭和24年8月5日所長裁定

昭和25年4月1日改正

昭和29年10月1日改正

昭和30年10月1日改正

昭和33年4月1日改正

第1条 国立国語研究所に、次の5部を置く。

庶務部

第1研究部

第2 研究部

第3 研究部

第4 研究部

第2条 庶務部に、次の2課を置く。

1 庶務課

2 会計課

2 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

1 職員の人事に関する事務を処理すること。

2 職員の福利厚生及び保健に関する事務を処理すること。

3 公文書類を接受し、発送し、編集し及び保存すること。

4 公印を管守すること。

5 所掌事務に関し、連絡調整すること。

6 規程の改廃に関すること。

7 国立国語研究所評議員会に関すること。

8 当分の間図書室の事務に関すること。

9 前各号に掲げるものの外、他の所掌に属しない事務を処理すること。

3 会計課においては、次の事務をつかさどる。

1 予算に関する事務を処理すること。

2 経費及び収入の決算その他会計に関する事務を処理すること。

3 行政財産及び物品の管理に関する事務を処理すること。

4 文部省共済組合同国立国語研究所支部に関する事務を処理すること。

5 庁舎及び設備の維持、管理に関する事務を処理すること。

6 構内の取締に関すること。

第3条 第1研究部においては、現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究を行なう。

2 第1研究部に、話しことば研究室、書きことば研究室及び地方言語研究室を置き各室においては、それぞれ話しことばに関する調査研究、書きことばに関する調査研究及び地方の言語に関する調査研究を行なう。

第4条 第2研究部においては、次の調査研究を行なう。

1 国語教育に関すること。

2 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関すること。

2 第2研究部に、国語教育研究室及び言語効果研究室を置き、各室においては、それぞれ国語教育に関する調査研究及び新聞、放送等における言語の効果に関する調査研究を行なう。

第5条 第3研究部においては、国語の歴史的発達に関する調査研究を行なう。

2 第3研究部に、近代語研究室を置き、近代語に関する調査研究を行なう。

第6条 第4研究部においては、言語問題・国語関係の資料及び情報等に関する調査研究を行なう。

2 第4研究部に、第1資料研究室、第2資料研究室及び第3資料研究室を置き、各室においては、それぞれ国語問題に関する調査研究、各国の言語問題についての資料及び情報に関する調査研究及び国語関係資料並びに各種国語辞典の編集方法に関する調査研究を行なう。

附 則

この規程は昭和33年4月1日から施行する。

4. 国立国語研究所庶務部事務分掌規程 (昭和35年2月24日 所長裁定)

1 庶務課に庶務係および人事係を置き次の事務をつかさどる。ただし、当分の間図書室の事務を処理するものとする。

(庶務係)

- 1 機密に関する事務を処理すること。
- 2 文書に関する事務を処理すること。
- 3 官公印を管守すること。
- 4 評議員会に関する事務を処理すること。
- 5 法規ならびに所内規程の整備に関すること。
- 6 所内事務の連絡調整に関すること。
- 7 後援名義の使用に関する事務を処理すること。
- 8 内地留学生に関する事務を処理すること。
- 9 諸証明に関する事務を処理すること。
- 10 職員の出張および講師派遣等に関する事務を処理すること。
- 11 職員の福利、厚生および保健に関する事務を処理すること。
- 12 宿日直、超過勤務命令に関する事務を処理すること。
- 13 外来者の応接に関すること。
- 14 他課係の所掌に属しない事務を処理すること。

(人事係)

- 1 職員の任免、懲戒および恩賞に関する事務を処理すること。
- 2 職員の服務に関する事務を処理すること。
- 3 職員の職階ならびに勤務評定に関する事務を処理すること。
- 4 職員の給与ならびに退職手当に関する事務を処理すること。

- 5 共済組合（長斯給付）に関する事務を処理すること。
- 6 職員の研修に関すること。
- 7 人事に関する記録の作成および保存に関すること。
- 8 扶養親族の認定に関すること。
- 9 非常勤職員に関する事務を処理すること。

（図書室）

- 1 図書の選定および管理に関すること。
 - 2 図書の目録に関すること。
 - 3 図書の閲覧に関すること。
- 2 会計課に総務係，経理係および用度係を置き次の事務をつかさどる。

（総務係）

- 1 会計課の公印を管守すること。
- 2 予算および予算案に関する事務を処理すること。
- 3 支出負担行為の確認に関する事務を処理すること。
- 4 会計の監査に関すること。
- 5 共済組合（長斯給付を除く）に関する事務を処理すること。
- 6 健康保険および厚生年金に関する事務を処理すること。
- 7 会計に関する公文書類を整理保存すること。
- 8 この課の他係の所掌に属しない事務を処理すること。

（経理係）

- 1 債権の管理に関する事務を処理すること。
- 2 収入および支出に関する事務を処理すること。
- 3 支出負担行為の経理に関する事務を処理すること。
- 4 経費および収入の決算に関する事務を処理すること。
- 5 給与に関する事務を処理すること。
- 6 科学研究費の経理に関する事務を処理すること。

（用度係）

- 1 物品の管理に関する事務を処理すること。
- 2 物品，役務の調達に関する事務を処理すること。
- 3 国有財産の管理に関する事務を処理すること。
- 4 庁舎内外の警備に関すること。
- 5 諸設備の維持管理に関する事務を処理すること。
- 6 国設宿舎に関する事務を処理すること。

5. 文部省設置法(抄)

(昭和24年5月31日 法律第146号)

第2章 本省

第2節 国立の学校その他の機関

(国立の学校等)

第4条 第25条の2, 第23条, 第27条及び第27条の2に規定するもののほか, 文部大臣の所轄の下に, 国立の学校及び次の機関を置く。

(前略)

(国立国語研究所)

(後略)

(国立国語研究所)

第24条 国立国語研究所については, 国立国語研究所設置法(昭和23年法律第254号)の定めるところによる。

第4章 職員

(定員)

第31条 文部省の国家行政組織法第19条第1項の定員は, 文部大臣, 政務次官, 秘書官及び文化財保護委員会の委員長である委員の定員を除き, 次のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	85,873人	うち 83,675人は, 国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	592人	
合 計	86,465人	

(昭和38年3月31日法律第58号で昭和38年4月1日から適用。)

附 則

1 この法律は, 昭和24年6月1日から施行する。

6. 文部省組織令(抄)

(昭和27年8月30日 政令第387号)

第1章 本省の内部部局

第5節 調査局

(調査局の分課)

第30条 調査局に次の6課を置く。

- 1 企画課 2 調査課 3 統計課 4 国際文化課 5 国語課 6 宗務課
(国語課)

第35条 国語課においては、次の事務をつかさどる。

(前略)

- 2 国立国語研究所に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を処理すること。

(中略)

- 8 国立国語研究所設置法(昭和23年法律第254号)に関する事務を処理すること。

(後略)

附 則

- 1 この政令は、昭和27年9月1日から施行する。

7 文部省定員規則(抄) (昭和36年6月6日 文部省令 第14号)

文部省の各内部部局、各所轄機関(文部省設置法(昭和24年法律第146号)第14条に掲げる各機関(国立の学校を除く。))及び同法附則第11項の図書館職員養成所をいう。)及び各附属機関の定員は、次のとおりとする。

本省

区	分	定 員	備 考
	略		
所轄機関	国立国語研究所	71人	
	略		

(昭和37年3月31日文部省令第7号で、昭和37年4月1日から適用)

8. 教育公務員特例法(抄) (昭和24年1月12日 法律第1号)

第1章 総 則

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

(中 略)

(採用及び昇任の方法)

第4条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。

2 前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基き、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。

(中 略)

(休職の期間)

第7条 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、大学管理機関が定める。

(中 略)

(服 務)

第11条 国立大学の学長、教員及び部局長の服務について、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第96条第1項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第97条から第105条までに定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

(勤務成績の評定)

第12条 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

(中 略)

(研 修)

第19条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第20条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

(兼職及び他の事業等の従事)

第21条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担職員については、市町村の教育委員会）において認める場合には、給与を受け、又は受けずに、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員たる教育公務員にあっては、国家公務員法第101条第1項の規定に基く人事院規則又は同法第104条の規定による人事院の承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては地方公務員法第38条第2項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

（教育公務員以外の者に対するこの法律の準用）

第22条 国立又は公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者、文部省設置法（昭和24年法律第146号）第14条に掲げる機関（日本芸術院を除く。）並びに文化財保護法（昭和25年法律第214号）第20条に掲げる国立博物館及び国立文化財研究所の長及びその職員のうちもっぱら研究又は教育に従事する者並びに国立又は公立の各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

（中略）

附 録

1 この法律は、昭和24年9月1日から施行する。

9. 教育公務員特例法施行令（抄） （昭和24年1月12日 政令第6号）

（前略）

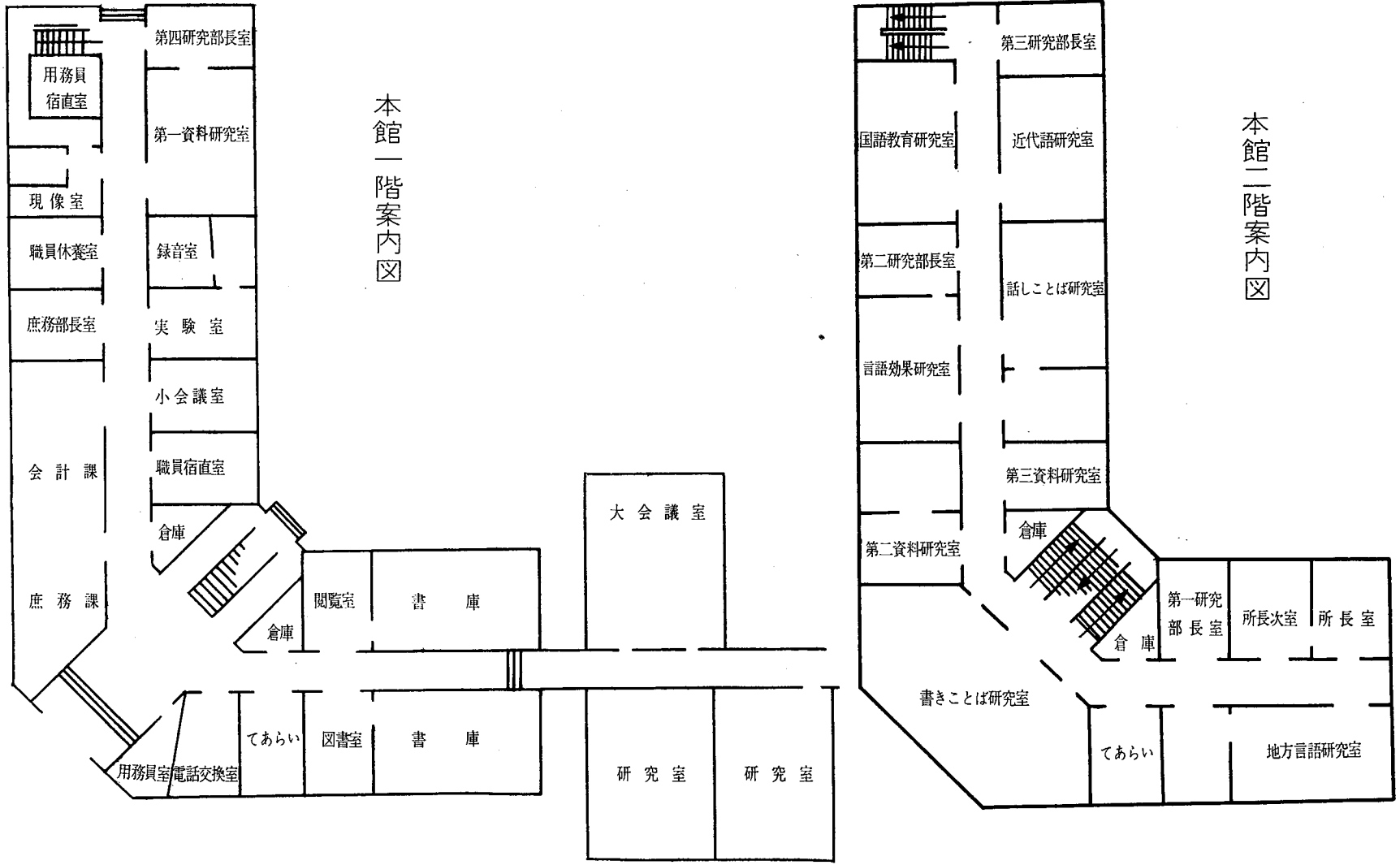
第3条の2 文部省設置法（昭和24年法律第146号）第14条に掲げる機関（日本芸術院を除く。）並びに文化財保護法（昭和25年法律第214号）第20条に掲げる国立博物館及び国立文化財研究所の長及びその職員のうちもっぱら研究又は教育に従事する者については、法第4条、第7条、第11条、第12条、第19条、第20条及び第21条中国立大学の学長及び教員に関する部分の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「大学管理機関」とあるのは「任命権者」と読み替え、これらの機関の長及びその職員をそれぞれ学長及び教員に準ずる者としてこれらの規定を準用するものとする。

（中略）

附 録

第8条 この政令は、公布の日から施行する。

国立国語研究所本館案内図



昭和 38 年 7 月

国立国語研究所

東京都北区稻付西山町

電話東京(901) 8154(代表)